

仲裁法等の改正に関する中間試案のたたき台（1）

目 次

第1	暫定保全措置に関する規律	2
1	暫定保全措置の定義（類型）	2
2	暫定保全措置の発令要件	3
3	暫定保全措置の担保	3
4	予備保全命令	4
5	暫定保全措置の変更等	4
6	事情変更の開示	4
7	暫定保全措置に係る費用及び損害	4
8	暫定保全措置の承認及び執行	4
第2	仲裁合意の書面性に関する規律	9
第3	仲裁関係事件手続に関する規律	9
1	仲裁関係事件手続における管轄	9
2	仲裁関係事件手続における外国語資料の訳文添付の省略	11

仲裁法等の改正に関する中間試案のたたき台（１）

（前注）本部会資料においては、中間試案のたたき台を太字で示し、そのうち特に必要と思われる事項につき説明を記載している。

第 1 暫定保全措置に関する規律

1 暫定保全措置の定義（類型）

(1) 仲裁法第 24 条第 1 項を、次のように改める。

仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、その一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、暫定措置又は保全措置を発することができる。

(2) 仲裁法第 24 条第 1 項に規定する暫定措置又は保全措置とは、仲裁判断があるまでの間、仲裁廷が当事者に対して一時的に次の各号に掲げる措置を講ずることを命ずるものをいう。

- ① 仲裁手続に付された民事上の紛争の対象の現状を変更しない措置又はその現状が変更されたときはこれを原状に回復する措置
- ② 現に生じ若しくは急迫した損害若しくは仲裁手続の円滑な進行の妨害を防止する措置又はこれらの損害若しくは妨害を生じさせるおそれのある行為をやめる措置
- ③ 仲裁判断を実現するために必要な財産を保全する措置
- ④ 仲裁手続に付された民事上の紛争の解決のために必要な証拠を保全する措置

（説明）

1 緊急仲裁人による暫定保全措置

本文 1 の規律においては、暫定保全措置の発令主体が「仲裁廷」とであるとされていることとの関係で、第 2 回会議では、緊急仲裁人による暫定保全措置についても議論が及んだ。

緊急仲裁人とは、主要な仲裁機関の仲裁規則において導入されている制度であり、仲裁廷が構成されるまでには、仲裁手続の開始から一定の期間を要することから、その間に緊急の暫定保全措置を要する場合に選任されるものである。モデル法には、緊急仲裁人に関する規律は設けられていない。

緊急仲裁人は当然に「仲裁廷」に該当するものではないと考えられるが、一般的に、緊急仲裁人の制度を導入している仲裁規則を適用する旨の仲裁合意がされた場合には、緊急仲裁人による暫定保全措置の発令を排除する合意が別途されていない限り、当該仲裁合意に基づいて発令された暫定保全措置は有効であるとされている。ただし、主要な仲裁機関の仲裁規則においては、緊急仲裁人による暫定保全措置は仲裁廷を拘束

するものではなく、仲裁廷は当該暫定保全措置の変更等を行うことができるものとされている。そうすると、緊急仲裁人による暫定保全措置に執行力を付与することに関しては、その必要性及び相当性について、慎重な検討を要するものと考えられる。

2 一方当事者のみの手続による発令の可否

第2回会議では、予備保全命令に関する規律（後記本文4）を設けないものとする場合における、一方当事者のみの手続による暫定保全措置の発令の可否についても議論が及んだ。

仲裁地が日本国内にある場合において、一方当事者のみの手続による暫定保全措置を発令することができるか否かについては、引き続き解釈に委ねられるものと考えられるが、その解釈に当たっては、仲裁手続においては、当事者は平等に取り扱われなければならないと、事案について説明する十分な機会が与えられなければならないとの基本原則があり（仲裁法第25条参照）、多くの仲裁機関の仲裁規則においても同様の規定が設けられていることに留意する必要があると考えられる。

2 暫定保全措置の発令要件

(1) 前記1(2)①から③までの規定に基づく暫定措置又は保全措置の申立てをするときは、次の各号に掲げる事項を証明しなければならない。

① 申立人に生ずる著しい損害を避けるため当該暫定措置又は保全措置を必要とすること。

② 本案について理由があるとみえること。

(2) 前記1(2)④の規定に基づく暫定措置又は保全措置の申立てについては、前記(1)各号の規定は、適用しない。

(説明)

本文2(1)②の「本案について理由があるとみえること」とは、暫定保全措置が仲裁手続との関係で付随的なものと位置付けられることから、暫定保全措置の申立てに対する判断をする時点において、当事者の主張の内容及び提出された証拠に照らすと、暫定保全措置の申立人が本案（仲裁判断に対応する申立事項）について主張する事実が、法律上、当該申立ての趣旨に従った仲裁判断をする理由となる事情に該当すると一応認められ、かつ、その主張する事実が一応認められることをいうものと考えられる。

3 暫定保全措置の担保

仲裁法第24条第2項を、次のように改める。

仲裁廷は、暫定措置又は保全措置の申立てをした当事者に対し、前項の暫定措置又は保全措置を発するについて、相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。

4 予備保全命令

予備保全命令については、特に規律を設けないものとする。

5 暫定保全措置の変更等

仲裁廷は、当事者の申立てにより、仲裁法第24条第1項の規定により発した暫定措置又は保全措置を取り消し、変更し又はその効力を停止することができる。ただし、仲裁廷は、特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、職権で、暫定措置又は保全措置を取り消し、変更し又はその効力を停止することができる。

6 事情変更の開示

仲裁廷は、いずれの当事者に対しても、暫定措置若しくは保全措置又はその申立ての基礎となった事実に変更が生じたときは、その速やかな開示を求めることができる。

7 暫定保全措置に係る費用及び損害

(以下、部会資料2における提案からの変更点に下線を付した。)

- (1) 暫定措置又は保全措置をした後において、その要件を欠くことが判明したときは、仲裁廷は、いつでも、暫定措置又は保全措置の申立てをした当事者に対し、当該措置によって他の当事者に生じた全ての費用及び損害の賠償を命ずることができる。
- (2) 前記(1)の命令は、仲裁判断としての効力を有する。

(説明)

本文7(1)は、事後的に暫定保全措置の発令が不当であったことが判明した場合において、当該措置に係る費用及び損害の賠償を命ずる相手方を当該措置の申立人であると明示することを提案するものである。

8 暫定保全措置の承認及び執行

(以下、部会資料4-1における提案からの変更点に下線を付した。)

- (1)ア 暫定措置又は保全措置（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下、この(1)及び(2)において同じ。）は、その効力を有する。ただし、当該暫定措置又は保全措置に基づく民事執行をするには、後記(2)による執行決定がなければならない。
- イ 前記アの規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合（①から⑧まで

に掲げる事由にあっては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。)には、適用しない。

- ① 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。
- ② 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。
- ③ 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続（暫定措置又は保全措置に関する部分に限る。以下④及び⑥において同じ。）において、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しなない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）により必要とされる通知を受けなかったこと。
- ④ 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。
- ⑤ 暫定措置又は保全措置が、仲裁合意若しくは当事者間の別段の合意又は暫定措置若しくは保全措置の申立ての範囲を超えて発せられたものであること。
- ⑥ 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しなない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）に違反するものであったこと。
- ⑦ 仲裁廷が暫定措置又は保全措置の申立てをした当事者に対して相当な担保を提供すべきことを命じた場合において、その者が当該命令に違反したこと。
- ⑧ 暫定措置又は保全措置が仲裁廷（仲裁地が属する国（当該暫定措置若しくは保全措置に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあっては、当該国）の法令によりその権限を有する場合には、当該国の裁判所）により取り消され、又はその効力を停止されたこと。
- ⑨ 暫定措置又は保全措置が日本の法令によって執行することができないものであること。
- ⑩ 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。
- ⑪ 暫定措置又は保全措置の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

ウ 前記イ⑤に掲げる事由がある場合において、当該暫定措置又は保全措置から同⑤に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当

該部分及び当該暫定措置又は保全措置のその他の部分をそれぞれ独立した暫定措置又は保全措置とみなして、前記イの規定を適用する。

(2)ア 暫定措置又は保全措置に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（暫定措置又は保全措置に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。）を求める申立てをすることができる。

イ 前記アの申立てをするときは、暫定措置又は保全措置の命令書の写し、当該写しの内容が暫定措置又は保全措置の命令書と同一であることを証明する文書及び暫定措置又は保全措置の命令書（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、暫定措置又は保全措置の命令書の全部又は一部について日本語による翻訳文の提出を要しないものとするができる。

ウ 前記アの申立てを受けた裁判所は、暫定措置又は保全措置の取消し、変更又はその効力の停止を求める申立てがあったことを知った場合において、必要があると認めるときは、前記アの申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、前記アの申立てをした者の申立てにより、他の当事者に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

エ 前記アの申立てに係る事件は、仲裁法第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項各号及び第2項各号に掲げる裁判所並びに請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

オ 裁判所は、前記アの申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

カ 前記アの申立てに係る事件についての仲裁法第5条第4項又は前記ウの規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

キ 裁判所は、後記ク又はケの規定により前記アの申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。

ク 裁判所は、前記アの申立てがあった場合において、前記(1)イ各号に掲げる事由のいずれかがあると認める場合（同イ①から⑧までに掲げる事由にあっては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。

ケ 前記(1)イ⑤に掲げる事由がある場合において、当該暫定措置又は保全措置から同⑤に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、

当該部分及び当該暫定措置又は保全措置のその他の部分をそれぞれ独立した暫定措置又は保全措置とみなして、前記クの規定を適用する。

コ 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、前記アの申立てについての決定をすることができない。

サ 前記アの申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができ

る。

(説明)

1 本文8(1)アについて

第4回会議では、モデル法第17H条第1項が「拘束力を有するものとして承認されなければならぬ」との規律を設けていることを踏まえ、「当事者間で拘束力を有する」との規律を設けることとしてはどうかとの意見があった。しかしながら、暫定保全措置の拘束力が及ぶ範囲については、国際的に議論があり、その範囲を当事者間に限定するかのような規律とすることには慎重であるべきであるとの意見があったことや、「拘束力」の内実の理解によっては、裁判所に対しても暫定保全措置の拘束力を認める余地があると考えられること(注)を踏まえ、部会資料4-1における提案を維持することとしている。

なお、暫定保全措置の「承認」は、外国裁判所の確定判決の「承認」や仲裁判断の「承認」とは、必ずしも同一の意義を有するものではないと考えられるものの、現行法上、仲裁判断の承認(仲裁法第45条)や外国倒産処理手続の承認(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第2条第1項第5号、第17条以下)について、異なる意味で「承認」との文言が用いられていることや、モデル法においても「承認(recognition)」との文言が用いられていることに照らし、本文8に対応する規律の見出しにおいて、引き続き「承認」との文言を用いた提案を維持することとしている。

(注) 暫定保全措置に、執行力以外にも(我が国の裁判所が発した保全命令と同様の範囲で)手続法上の効力を観念することができるとの考え方に立つと、先行する暫定保全措置の内容に、裁判所に対する拘束力を認める余地がある。また、裁判所は、承認拒否事由が認められない限り、暫定保全措置が有効に存在することを前提に判断しなければならないことをもって、裁判所に対する拘束力があると評価する余地がある。

2 本文8(1)イ⑤について

第4回会議では、モデル法への対応という観点から、モデル法において準用されている仲裁判断に関する拒否事由の規律(我が国の仲裁法では第45条第2項第5号がこれに対応する。)を忠実に書き下すことが望ましく、暫定保全措置の申立ての範囲を超える場合を拒否事由として明示すべきであるとの意見があった。本文8(1)イ⑤は、この意見を踏まえ、「暫定措置若しくは保全措置の申立ての範囲を超えて」との文言

を加えることを提案するものである（注1）。

また、第4回会議では、「当事者間の別段の合意」との文言は不要ではないかとの意見もあったが、前記本文1(1)の規律の下では、暫定保全措置に関する「当事者間の別段の合意」（注2）が、当然に仲裁合意に含まれるとは限らないと考えられることから、当該文言を維持することとしている。

（注1）第4回会議でも指摘があったが、暫定保全措置の申立てにおいて、仲裁廷が命ぜべき措置の内容が具体的に特定されていない場合には、「暫定措置若しくは保全措置の申立ての範囲を超えて」いるとは認められないものと考えられる。

（注2）例えば、仲裁合意をした当事者が、仲裁合意とは別に、一定の種類の暫定保全措置の発令を排除する旨の合意をした場合などが考えられる。

3 本文8(1)イ⑦について

部会資料4-1においては、「当該担保が提供されたことの証明がないこと」との規律を提案していたが、第4回会議では、この規律と本文8(1)イの柱書とを併せて読むと、証明がないことの証明を求めるものとなっていることから、文言を検討すべきであるとの意見があった。本文8(1)イ⑦は、この意見を踏まえ、モデル法第17I条第1項第(a)号(ii)を参考に、暫定保全措置の申立人が仲裁廷による担保提供「命令に違反したこと」との規律に改めることを提案するものである。

なお、本文8(1)イ⑦の規律によっても、執行決定の手續において、暫定保全措置の申立ての相手方が、暫定保全措置の申立人による命令違反の事実（仲裁廷の命令に従った担保提供がされていないこと）を証明すべきこととなるものと考えられる。

4 本文8(1)イ⑨について

本文8(1)イ⑨の規律の下では、例えば、法的地位を有することを確認するとの暫定保全措置について、我が国では民事執行の対象とならないことを理由に、承認されない（効力を有しない）ものと解されるおそれがあるのではないかが問題となり得る。

この点に関し、第4回会議では、「日本の法令によって承認又は執行することができないものであること」との規律としてはどうかとの意見があった。しかしながら、この拒否事由に対応するモデル法第17I条第1項第(b)号(i)は、暫定保全措置に基づく執行の局面において、「裁判所に与えられた権限と相容れない」場合を想定して設けられた規律であるとされているところ、本文8の規律の下では、暫定保全措置は、裁判所による特別の行為・手續を経ることなく、当然に効力を有するものとされることから、上記提案の規律によっては、「承認…することができないものである」か否かを判断するに当たり、裁判所のいかなる権限との抵触を問題とすべきかが明らかでないとの問題が生じる。

そこで、本文8(1)イ⑨の規律については、差し当たり、部会資料4-1における提案を維持することとしている。

5 本文8(2)イについて

部会資料4-1においては、裁判所法第74条との関係で、執行決定の申立ての趣旨を特定するため又は債務名義となる給付文言を明示するために必要な部分については、日本語の訳文添付が必要であり、暫定保全措置の命令書の全部について訳文添付を省略することはできないとの前提に立ち、暫定保全措置の命令書の「一部」について訳文添付を省略することができるとの規律を提案していた。

しかしながら、第4回会議では、例えば、執行決定の申立書に執行の対象となる給付文言が日本語で記載され、裁判所及び当事者においてその記載内容に問題がないとされたときなど、暫定保全措置の命令書の全部について訳文添付を省略することができる場合があり得るとの意見があった。

本文8(2)イは、この意見を踏まえ、暫定保全措置の命令書の「全部又は一部」について訳文添付を省略することができるとの規律に改めることを提案するものである。

6 本文8(2)ウについて

部会資料4-1においては、暫定措置は又は保全措置の「変更、停止又は取消し」としていた部分を、前記本文5の規律と平仄を合わせるため、「取消し、変更又はその効力の停止」との規律に改めることを提案するものである。

第2 仲裁合意の書面性に関する規律

1 仲裁法第13条第2項を、次のように改める。

仲裁合意は、書面によってしなければならない。

2 仲裁法第13条第3項として、次の規定を加える。

仲裁合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、仲裁合意が口頭、行為又はその他の方法により締結されたとしても、書面によってされたものとする。

第3 仲裁関係事件手続に関する規律

1 仲裁関係事件手続における管轄

(1) 仲裁法第5条第1項第3号を、次のように改める。

当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地（その普通裁判籍が定まらないときは、最高裁判所規則で定める地）を管轄する地方裁判所

(2) 仲裁法第5条第2項として、次の規定を加える。

前項に規定する事件について、同項第3号の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その申立てをすることができる。

ア 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判

所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）

東京地方裁判所

イ 大阪高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）

大阪地方裁判所

(説明)

1 本文1(1)について

普通裁判籍について規律する民事訴訟法第4条（仲裁法第10条により準用されるものと解される。）によれば，外国の社団又は財団の普通裁判籍は，日本における主たる事務所又は営業所により，日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まるものとされている（民事訴訟法第4条第5項）。そうすると，日本国内に事務所又は営業所がなく，かつ，日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所がない場合には，当該外国の社団又は財団の普通裁判籍は定まらないこととなる。

しかしながら，仲裁関係事件手続においては，我が国に普通裁判籍を有しない外国の社団又は財団が被申立人となる場合があり得ることから，そのような場合に，どの裁判所が，仲裁法第5条第1項第3号ないし本文1(2)の規律に基づく管轄権を有するのかを定める必要があると考えられる。

そこで，本文1(1)は，民事訴訟法第10条の2の規律を参考として，被申立人の普通裁判籍が定まらないときは，最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所が，仲裁法第5条第1項第3号に基づく管轄権を有する旨の規律を設けることを提案するものである（注）。

(注) 民事訴訟法第10条の2は，日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて，民事訴訟法の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは，その訴えは，最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する旨を定める。これを受けた民事訴訟規則第6条の2は，民事訴訟法第10条の2の最高裁判所規則で定める地は，東京都千代田区とするものとしている。

2 移送に関する規律について

第4回会議では，東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認めることは，とりわけ国際性を有しない仲裁関係事件手続につき，被申立人の管轄の利益を害するおそれがあるため，現行法上の土地管轄を維持しつつ，東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に移送を認める旨の規律を設けることや，本文1(2)のような競合管轄の規律とともに，裁判所の裁量に基づく管轄裁判所間での移送を認める旨の規律を設けることを検討してはどうかとの意見があった。

本文1(2)では，国際商事仲裁のような専門技術性の高い事件を念頭に，裁判所にお

ける専門的な事件処理態勢を構築し、その手続の一層の適正化及び迅速化を可能とする観点から、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認めるとの規律を設けることを引き続き提案している。

管轄裁判所間の移送について、現行仲裁法は、仲裁判断の取消し（仲裁法第44条）や仲裁判断の執行決定（同法第46条）を求める申立てに関し、裁判所が相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる旨の規律（同法第44条第3項及び第46条第5項）を設けている（注）。仲裁判断の取消しや仲裁判断の執行決定を求める申立てについては、当事者間の対立が顕在化し、被申立人の管轄の利益を考慮する必要性が高いため、これらの事件類型についてのみ移送に関する規律が設けられているとも考えられることに照らすと、必ずしも紛争性の高くない他の事件類型（部会資料3-2第1の1参照）を念頭に、移送に関する新たな規律を設ける必要性が高いとはいえないとも考えられる。このような考え方にに基づき、移送に関する新たな規律を設けないこととしている。

（注）暫定保全措置の執行決定を求める申立てについては、前記本文第1の8(2)オにおいて、仲裁法第46条第5項と同様の規律を設けることを提案している。

2 仲裁関係事件手続における外国語資料の訳文添付の省略

(1) 仲裁法第46条第2項を、次のように改める。

前項の申立てををするときは、仲裁判断書の写し、当該写しの内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、仲裁判断書の全部又は一部について日本語による翻訳文の提出を要しないものとすることができる。

(2) 外国語で作成された書証の訳文添付について、次の規定を設ける。

裁判所は、外国語で作成された文書を提出して書証の申出がされた場合においても、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、その文書の訳文を添付することを要しないものとするができる。

（説明）

1 本文2(1)について

本文2(1)は、仲裁判断の執行決定を求める申立てについても、暫定保全措置の執行決定を求める申立てに係る前記本文第1の8(2)イと同様、仲裁判断書の全部又は一部につき、その訳文添付の省略を認めるとの規律を設けることを提案するものである。

2 本文2(2)について

本文2(2)は、仲裁判断の執行決定を求める申立てのみならず、仲裁関係事件手続一

般において、外国語で作成された書証の訳文添付の省略を認めるとの規律を提案するものである。この点については、裁判所法第74条の趣旨に照らし、裁判所が、審理に当たっての必要性を踏まえ、訳文添付の省略の可否を判断することが相当であると考えられることから、裁判所が相当と認める場合に限り、訳文添付の省略を認めるとの規律を設けることとしている。この規律の下では、例えば、仲裁判断書が書証として提出される場合においても、裁判所が相当と認めるときは、訳文添付の省略を認めることができるものと考えられる。

なお、第3回会議では、争点との関連性によって訳文添付の省略の可否を判断すべきであるとの意見があったが、争点との関連性は、証拠調べの必要性（書証の採否）の判断に際して考慮されるべき事情であること（民事訴訟法第181条第1項参照）に照らし、特に考慮事情として明示しないこととしている。